

聖籠町訓令第十号

町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、町長の権限に属する事務の一部を他の執行機関等の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会事務局の職員に対する補助執行)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百八十条の二の規定により次の各号に掲げる事務を教育委員会の事務局の職員に補助執行させる。

- 一 所掌事務に係る議会の議案の提出に関すること。
- 二 所掌事務に係る予算の調整及び執行に関すること。
- 三 教育財産の取得及び処分に関すること。

(選挙管理委員会事務局等の職員に対する補助執行)

第三条 法第百八十条の二の規定により次の各号に掲げる事務を選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の職員に補助執行させる。

- 一 所掌事務に係る議会の議案の提出に関すること。
- 二 所掌事務に係る予算の調整及び執行に関すること。

(議会事務局の職員に対する補助執行)

第四条 次に掲げる事務を議会事務局の職員に補助執行させる。

- 一 所掌事務に係る予算の調整及び執行に関すること。
- 二 政務活動費の交付に関すること。

2

前項の事務に関して補助執行を命ぜられた議会事務局の職員は、当該事務に従事する間、町長部局の職員に併任されたものとみなす。

（補助執行に係る事務の処理）

第五条 第二条から前条までの規定による補助執行に係る事務の処理については、聖籠町事務決裁規程（昭和五十九年聖籠町訓令第二号）、聖籠町教育委員会事務決裁規程（平成十四年聖籠町教育委員会訓令第三号）その他関係規定の定めるところによる。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。